

町長が所管する手続等における湯河原町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 3 月 27 日

湯河原町長

内藤喜文

湯河原町規則第 5 号

町長が所管する手続等における湯河原町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

町長が所管する手続等における湯河原町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年湯河原町規則第23号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

湯河原町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則

第1条中「湯河原町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「湯河原町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に、「情報通信技術利用条例」を「条例」に、「第3条から第6条までの規定に基づき」を「の施行に関し」に改め、「町長等が所管する手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うために」を削る。

第2条第3号中「する者」を「行う者」に改める。

第4条第1項中「情報通信技術利用条例第3条第1項」を「条例第4条第1項」に、「する者」を「行う者」に改め、「別に」を削り、同条第3項中「する者は」を「行う者は」に改め、「別に」を削り、「（町の機関の使用に係る電子計算機により、電子署名が当該申請等をする者により行われたものであることを確認することができるものに限る。）を」を「であって次のいずれかに該当するものと」に改め、同項ただし書中「した者」を「行った者」に改め、同項に次の4号を加える。

- (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書（以下「署名用電子証明書」という。）

- (2) 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)第4条第1号に規定する電子証明書
 - (3) 商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が定める電子証明書
- 第10条を第16条とする。

第9条中「情報通信技術利用条例第3条から第6条まで」を「条例第4条から第7条まで」に、「情報通信技術利用条例」を「条例」に改め、同条を第15条とする。

第8条第1項中「情報通信技術利用条例第3条第4項」を「条例第4条第4項」に、「規則等」を「規則」に改め、同条第2項中「情報通信技術利用条例第4条第4項及び第6条第3項」を「条例第5条第4項及び第7条第3項」に、「規則等」を「規則」に改め、同条を第12条とし、同条の次に次の2条を加える。

(適用除外)

第13条 条例第8条第1号に規定する規則で定めるものは、次に掲げる手続等とする。

- (1) 申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があると町長等が認める手続等
- (2) 許可証その他の処分通知等に係る書面等を事務所に備え付ける必要があると町長等が認める手続等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないと町長等が認める手続等

(添付書面等の省略)

第14条 条例第9条に規定する規則で定める書面等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同条の規則で定める措置は、同表の左欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

書面等	措置
1 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 (1) 電子情報処理組織を使用する方法により行う、個人番号カードに記録された署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子

	署名が行われた情報の町長等への提供 (2) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の町長等への提供 (3) 個人番号カードの町長等への提示
2 商業登記法第10条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）の登記事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 (1) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の町長等への提供 ア 商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地 イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号 (2) 電子情報処理組織を使用する方法により行う、商業登記法第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。）の規定による証明及び当該証明により確認される電子署名が行われた情報の町長等への提供
3 商業登記法第12条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）の印鑑の証明書	2の項右欄第2号に掲げる措置
4 印鑑登録証明書	1の項右欄第1号に掲げる措置

第7条中「情報通信技術利用条例第6条第1項」を「条例第7条第1項」に改め、同条を第11条とする。

第6条中「情報通信技術利用条例第5条第1項」を「条例第6条第1項」に改め、同条を第10条とする。

第5条第1項中「情報通信技術利用条例第4条第1項」を「条例第5条第1項」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の2条を加える。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第8条 条例第5条第1項ただし書の規則で定める方式は、次の各号のいずれかの方式とする。

(1) 電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の町長の定めるところによる届出

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合)

第9条 条例第5条第5項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると町長等が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると町長等が認める場合

(3) その他処分通知等のうちに条例第5条第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分があると町長等が認める場合

第4条の次に次の2条を加える。

(情報通信技術による手数料の納付)

第5条 条例第4条第5項の規則で定める情報通信技術を利用する方法は、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合)

第6条 条例第4条第6項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請等を行う者について対面により本人確認をするべき事情があると町長等が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると町長等が認める場合

(3) その他申請等のうちに条例第4条第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分があると町長等が認める場合

附 則

この規則は、公布の日から施行する。